

「奈良県芸術祭ポスター・リーフレット作成業務」募集要領

1. 目的

毎年9月第2土曜日から11月30日にかけて開催している「奈良県芸術祭」は、県内の芸術団体等に文化芸術活動の成果発表の場を提供するとともに、多くの県民等に優れた文化芸術鑑賞の機会を提供することにより、奈良県の文化振興を図ることを目的として実施しており、その意義や催事の内容を幅広く伝えるために、ポスターやリーフレットなどの魅力的な広報ツールを作成し活用を図るものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

「奈良県芸術祭ポスター・リーフレット作成業務」委託

(2) 業務概要

第44回奈良県芸術祭ポスター・リーフレットの作成、印刷、インターネット用ウェブページ作成、及びバナー作成業務

詳細は別紙「委託業務説明書」に記載のとおり

(3) 委託上限額

金1,500千円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 委託期間

契約締結の日から平成25年8月31日

3. 募集する提案書の内容

別紙「委託業務説明書」を参照してください。

4. 提案者の資格要件等

(1) 提案できる者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 平成25年5月23日(木)から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ④ 平成25年5月23日(木)から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- ⑧ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは

- 暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- ⑨ 上記⑦及び⑧、それらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
 - ⑩ 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - ⑪ 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
 - ⑫ 奈良県競争入札参加有資格者名簿に登録されており、営業種目が A-1：印刷類、Q-5：広告・イベント業務のいずれかであること。（但し、提案書提出時点において登録が認められていれば可とします。）
 - ⑬ 過去 10 年以内において、本件業務と同程度の業務を実施した実績を有する者であること。なお、「過去 10 年以内」とは、平成 15 年 4 月 1 日以降に契約締結し、申請時点までに完了した業務とします。

（2）失格事項

- 応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
- ① 上記(1)の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
 - ② 複数の提案書等を提出したとき。
 - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
 - ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ⑤ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - ⑥ そのほか不正な行為があったとき。

5. 参加意向の申出について

本業務にかかる企画提案書等の提出を希望する場合は、提案に先立って参加意向申出書の提出が必要です。

- ① 提出物
 - ア) 参加意向申出書（様式 5-1）
 - イ) 事業者概要書（様式 5-2）
 - ウ) 類似業務受注実績（様式 5-3）
- ② 提出方法
 - 電子メール又は FAX（口頭での申込みは受け付けられません）
提出後、必ず「13. 提出先・連絡先」あて着信確認の電話をしてください。
- ③ 提出期限
 - 平成 25 年 6 月 21 日（金）17 時
- ④ 提出先
 - 下記の「13. 提出先・連絡先」あてに提出してください。

6. 提出物・提出方法等について

本件の業務に係る提案書等を提出される場合、下記の「①提出物」に示す様式を漏れなく整えた上で、下記の「13. 提出先・連絡先」あてに提出してください。また、各様式の詳しい内容については、別紙「委託業務説明書」を参照すること。

① 提出物【宛先は、奈良県地域振興部長 宛とすること。】

- ア) 企画概要書（様式1を表紙に用いてください。内容については様式任意です。）
- イ) スケジュール・実施体制（様式2）
- ウ) 経費見積書（様式任意）

提出部数：12部（様式順に並べること）

② 提出方法

提出書類は「持参」又は「郵送」のいずれでも構いません。但し、応募書類提出後の修正（差し替え含む）はできませんので、提出前には再度確認のうえ提出してください。

（郵送の際の注意点）

- ・簡易書留等の確実な方法によるものとし、発送後に必ず「13. 提出先・連絡先」あてに電話連絡をして、書類の到着を確認してください。
- ・いかなる理由でも、期限を過ぎた場合は受付しません。
- ・送付中の事故等について、当方では責任を負いかねます。

③ 提出期限

平成25年6月25日（火） 17時まで 一必着一

④ 提出先

下記の「13. 提出先・連絡先」あて提出してください。

⑤ 経費負担

企画提案書の作成・プレゼンテーションの実施及びそれらに関連する作業等に要する経費は事業者負担とします。

7. 提案書に関する質問の取扱について

① 企画提案書提出に関する質問等については、次の期間中に受け付けます。

【平成25年5月24日（金）～平成25年6月11日（火）15時まで】

② 質問票（様式3）に必要事項を記載の上、下記の「13. 提出先・連絡先」あてに電子メール又はFAXで送付してください。なお、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。電子メールによる質問の場合は、題名の最初に「芸術祭ポスター・リーフレット作成に関する質問」と明記してください。また、質問票送信後は着信確認の電話をしてください。

③ 質問に関する回答は、5の参加意向申出書の提出者及び8の説明会参加者に回答します。なお、質問者名は公表しません。

8. 説明会の開催について

企画提案書の募集にあたり、事前説明会を開催いたします。

参加を希望される場合は、【平成25年6月3日（月）17時まで】に、【事前説明会参加申込書（様式4）】を電子メール又はFAXにて、下記の「13. 提出先・連絡先」あてに提出してください。なお、申込書送信後は着信確認の電話をしてください。

- ・開催日時：平成25年6月5日（水）14:00～15:00
- ・開催場所：奈良県庁5階 第1会議室
- ・説明内容：公募内容、選定基準等の説明

9. 提案書の取扱について

① 提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は次の②のただし書き及び③の場合、提案書

等を無償で使用する権利を持つものとします。

- ② 提案書等は、本業務委託業者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとします。但し、委託業者として選定された提案者の提案書等については、委託業者選定後、一定期間、ホームページ等での公表に使用することがあります。
- ③ 提案書等は、委託業者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- ④ 提案書の内容について提案者にヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。
- ⑤ 委託業務の事項及び業務の進め方等についての事業詳細については、適宜、奈良県と協議を重ねながら行なっていきますので、場合によっては、事業開始の前後を問わず、企画内容の変更、差し替え等を依頼する場合があります。
- ⑥ 提出された提案書等は返却しません。
- ⑦ 提出した企画提案書を奈良県に無断で他の事業等へ転用することはできません。

10. 選定方法について

- ① 審査については、奈良県が設置する「奈良県芸術祭実行委員会」において行い、最も評価の高い一事業者を契約の相手として選定します。あわせて、次点についても選定します。なお、審査は非公開で行います。
- ② 提出のあった提案書等については、プレゼンテーション審査を行います。なお、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合があります。
- ② プrezentation審査は、平成25年7月4日(木)に奈良県文化会館にて行う予定ですが、方法・時間等の詳細については、応募者に改めて連絡いたします。
- ④ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者に対してのみ書面通知します。
- ⑤ 審査結果は公表しません。また、審査結果に対する異議申立ては一切認めません。
- ⑥ 最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行います。ただし、契約交渉が不調のときは、次点に選定された提案者と契約締結の交渉を行います。
- ⑦ 選定業者は、通知があり次第、当課担当者と打ち合わせを行い、委託業務契約書を締結し、速やかに業務に着手してください。その際、当コンペでなされた有効な提案を含む条件において契約することとなります。
- ⑧ 評価基準については、次のとおりとします。

i. 企画デザイン

- ① 全体構成に訴求力があり、奈良県芸術祭を幅広くPRできるような内容となっているか
- ③ 特集ページが読み手を惹きつけるような魅力的な内容となっているか
- ④ 個別ページの制作意図が明確で、編集に創意工夫がなされているか
- ⑤ 文字やレイアウトが見やすいか

ii. 広報

- ⑥ 奈良県芸術祭を県民に効果的に周知できるようなPR方法や配布先が提案されているか

iii. 業務実施体制

- ⑥企画内容を実現可能な体制が整っており、十分な実績とノウハウを有しているか

iv. 業務実施経費

- ⑦経費の積算が業務に見合った適切で妥当な金額となっているか

11. 受託者決定までのスケジュールについて

公 告	平成 25 年 5 月 23 日 (木)
説明会参加申込締切	平成 25 年 6 月 3 日 (月) 17 時
説 明 会	平成 25 年 6 月 5 日 (水) 14 時 【奈良県庁 5 階 第 1 会議室】
企 画 受 付 開 始	平成 25 年 6 月 7 日 (金)
質 問 書 締 切	平成 25 年 6 月 11 日 (火) 15 時
参加意向申込書締切	平成 25 年 6 月 21 日 (金) 17 時
企 画 提 案 書 締 切	平成 25 年 6 月 25 日 (火) 17 時
プレゼンテーション	平成 25 年 7 月 4 日 (木) 【奈良県文化会館 多目的室】
結 果 通 知	平成 25 年 7 月 5 日 (金) 予定
契 約 日	平成 25 年 7 月 5 日 (金) ~ 平成 25 年 8 月 31 日 (土) まで

12. その他

- ① 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- ② 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、及び県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合があることを了知してください。
- ③ 募集及び契約については、県の都合により中止することがあります。この場合、損害賠償は行いません。

13. 提出先・連絡先

各種書類等の提出先及びその他連絡等については、次により受け付けます。

住 所：〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30
担 当 課：奈良県 地域振興部 文化振興課 文化活動係
T E L：0742-27-8478 F A X：0742-27-8481
E – Mail：bunka-naraken@mahoroba.ne.jp